

平成 2 3 年 第 3 回 臨時会

# 厚岸町議会会議録

平成 2 3 年 5 月 1 0 日 開会

平成 2 3 年 5 月 1 0 日 閉会

( 本 会 議 )

厚 岸 町 議 会

## 平成23年 厚岸町議会 第3回臨時会 会議録

|         |            |            |        |
|---------|------------|------------|--------|
| 招 集 期 日 | 平成23年5月10日 |            |        |
| 招 集 場 所 | 厚岸町 議場     |            |        |
| 開催日時    | 開 会        | 平成23年5月10日 | 10時15分 |
|         | 閉 会        | 平成23年5月10日 | 15時56分 |

### 1. 出席議員並びに欠席議員

| 議 席<br>番 号           | 氏 名     | 出席○<br>欠席× | 議 席<br>番 号 | 氏 名     | 出席○<br>欠席× |
|----------------------|---------|------------|------------|---------|------------|
| 1                    | 佐 藤 淳 一 | ○          | 9          | 南 谷 健   | ○          |
| 2                    | 大 野 利 春 | ○          | 10         | 谷 口 弘   | ○          |
| 3                    | 石 澤 由紀子 | ○          | 11         | 中 屋 敦   | ○          |
| 4                    | 佐々木 敬 治 | ○          | 12         | 室 崎 正 之 | ○          |
| 5                    | 中 川 孝 之 | ○          | 13         | 音喜多 政 東 | ○          |
| 6                    | 堀 守     | ○          |            |         |            |
| 7                    | 金 橋 康 裕 | ○          |            |         |            |
| 8                    | 竹 田 敏 夫 | ○          |            |         |            |
| 以上の結果、出席議員13名 欠席議員0名 |         |            |            |         |            |

### 1. 議場に出席した事務局職員

|        |         |         |       |
|--------|---------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 佐 田 靖 彦 | 議 事 係 長 | 田 崎 剛 |
|--------|---------|---------|-------|

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

(1) 町長部局

|           |    |    |
|-----------|----|----|
| 町長        | 若狭 | 靖  |
| 副町長       | 大沼 | 隆  |
| 総務課長      | 會田 | 周二 |
| 税財政課長     | 小島 | 信夫 |
| まちづくり推進課長 | 湊谷 | 政弘 |
| 町民課長      | 稲垣 | 聡  |
| 保健福祉課長    | 松見 | 弘文 |
| 環境政策課長    | 大崎 | 広也 |
| 産業振興課長    | 阿部 | 延昭 |
| 建設課長      | 高谷 | 高  |
| 病院事務長     | 土肥 | 正彦 |
| 水道課長      | 常谷 | 智晴 |
| 特老施設長     | 桂川 | 実悟 |
| 会計管理者     | 佐藤 | 悟  |

(2) 教育委員会

|        |     |    |
|--------|-----|----|
| 教育長    | 富澤  | 泰  |
| 管理課長   | 米内山 | 法敏 |
| 生涯学習課長 | 高根  | 行晴 |
| 体育振興課長 | 木村  | 正  |

(3) 農業委員会

|      |    |    |
|------|----|----|
| 事務局長 | 竜川 | 正憲 |
|------|----|----|

1. 会議録署名議員      2番 中屋 議員      3番 谷口 議員

1. 会 期

5月10日の1日間

1. 議事日程及び付議事件

別紙のとおり

1. 議事の顛末

別紙のとおり

平成23年厚岸町議会第3回臨時会議事日程

平成23年5月10日  
午前10時 開 議

| 日程 | 議案番号   | 件名                      |
|----|--------|-------------------------|
| 1  |        | 仮議席の指定                  |
| 2  |        | 会議録署名議員の指名              |
| 3  | 選挙第1号  | 議長の選挙                   |
| 4  |        | 会期の決定                   |
| 5  | 選挙第2号  | 副議長の選挙                  |
| 6  |        | 議席の指定                   |
| 7  | 選任第1号  | 常任委員の選任                 |
| 8  | 選任第2号  | 議会運営委員の選任               |
| 9  | 選挙第3号  | 釧路東部消防組合議会議員の選挙         |
| 10 | 選挙第4号  | 釧路公立大学事務組合議会議員の選挙       |
| 11 |        | 行政報告                    |
| 12 | 議案第41号 | 監査委員の選任に対する同意を求めることについて |
| 13 | 報告第1号  | 専決処分事項の報告について           |
| 14 | 報告第2号  | 専決処分事項の報告について           |
| 15 | 報告第3号  | 専決処分事項の報告について           |
| 16 | 報告第4号  | 専決処分事項の報告について           |
| 17 | 報告第5号  | 専決処分事項の報告について           |
| 18 |        | 閉会中の所管事務継続調査申出書         |

## 厚岸町議会 第3回 臨時会 会議録

《本会議開会前》

午前10時00分

●議会事務局長（佐田事務局長） みなさん、おはようございます。事務局長の佐田です。  
本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。地方自治法第107条の規定により、議長が選挙されるまでの間、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなります。年長の議員をご紹介します。中川議員です。よろしく願いいたします。

●臨時議長（中川議員） ただいま事務局長の佐田様より紹介をされました、中川でございます。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職を努めたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

●臨時議長（中川議員） 開会前に、議員皆様の自己紹介を行いたいと思います。  
ただいま着席願っている順に、住所、氏名、党派について自己紹介をお願いします。2番中屋議員からお願いいたします。

（2番から13番、1番 自己紹介 内容省略）

●臨時議長（中川議員） 次に、町長からのご挨拶をいただくことにいたしたいと思いません。

●町長（若狭町長） みなさん、おはようございます。厚岸町議会議員の改選後、初の議会開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

任期満了に伴う厚岸町議会議員選挙は、去る4月19日に告示され、立候補届出受付終了時間の午後5時に定数どおりの13人の立候補者で締め切られ、本日ご出席の議員各位の当選が確定いたしました。当選されました議員各位に改めてお祝いを申し上げます。

このたびの選挙は、公職選挙法が公布された昭和25年以降の一般選挙において、過去15回の投票が行われてまいりましたが、16回目にして初めて無投票という結果となりました。

今回の選挙から定数を3人減にして13人とする厚岸町議会議員の定数を定める条例が議員発議により可決成立し、今後は少数精鋭での議会活動に町民からの期待が寄せられているものと存じます。

思えば厚岸町は、本年、町政施行111年を迎えますがこの間、町議会先輩各位のたゆまぬご努力によりまして、町政の堅実な発展を見ております事は誠に喜びに堪えないところであります。もとより議会は多くの住民の方々を代表し、様々な見地からご意見、ご提言をいただき、これを調整、統合する機関であり、地域経営を方向付けする住民自治の根幹であります。議会と首長は、相互に独自の役割と権能を理解し、切磋琢磨して住民福祉の

向上に努めなければなりません。

今、我が国は東日本大震災によって、未曾有の被害を受け、福島第一原発事故の影響など、過去に例のない危機的な状況を迎えております。一方、我が厚岸町も津波の襲来により町の基幹産業である漁業、特にカキ、アサリを主体とする沿岸漁業に多大な被害を受け、今後の漁業生産が極めて深刻な状況であります。これらの災害復旧に関係機関等と連携しながら、全力を挙げて取り組んでいるところであります。

また、今回の津波災害等を教訓として、さらに各種災害対応に万全を期すことができるよう、その態勢整備に努めてまいりたいと存じます。さらには、今年度の町政執行方針で申し上げました、諸事業や課題もございませぬ。これらはいずれも早期解決を迫られている問題ばかりであります。そして、二つ目として2年目となる第5期厚岸町総合計画の着実な推進に努め、この厳しい時代を厚岸の未来に向けてゆるぎない基盤づくりの時代にするため、その職責を十分果たし得るよう議員各位とともに一層の研鑽に努め、町民の負託にこたえてまいりたいと存じます。幸い厚岸町の振興発展に強い思いを持たれる議員各位をお迎えできましたことは、各般の事業遂行上非常な力強さを覚え誠に感激に堪えませぬ。どうか議員各位には言論の府としてその権能を十分に発揮され、住民代表としての使命と責任を果たされますことをご期待申し上げますとともに、町の振興発展のために暖かいご指導とご協力をいただきますようお願いを申しあげ、ごあいさつとさせていただきます。

●臨時議長（中川議員） 町長、ありがとうございました。続きまして理事者側から職員のご紹介をお願いいたします。

（副町長以下 自己紹介 内容省略）

●臨時議長（中川議員） 以上で理事者側の紹介を終わります。

（午前10時15分）

## 《本 会 議》

●臨時議長（中川議員） ただいまから、平成23年厚岸町議会第3回臨時会を開会いたします。

●臨時議長（中川議員） 直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

●臨時議長（中川議員） 日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいまご着席の議席とします。

●臨時議長（中川議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、臨時議長において2番中屋議員、3番谷口議員を指名いたします。

●臨時議長（中川議員） 本会議を休憩いたします。

[休憩時刻 午前10時16分]

【休憩中】

●臨時議長（中川議員） 過日、協議しておりますが、平成19年と同じスタイルで取り進めるため、本、議場において議員協議会を開催したいと思っております。私が前の演壇に移動させていただきます。

『第4回議員協議会』

(開会時刻：午前10時16分)

●臨時議長（中川議員） ただいまから議員協議会を開会いたします。議場を利用しての開催といたします。議題は議長の選挙についてであります。

議長の選挙は改めて申すまでもありませんが、議員全員のみなさまに被選挙権があることを前提に行われるものでございます。

議会における選挙は、公職選挙法の立候補制度を準用していませんが、過日協議のとおり議長に立候補される方は、挙手をし、3分以内で所信を述べていただきます。それでは挙手をお願いします。

(「5番。」、「4番。」の声あり)

●臨時議長（中川議員） 5番、音喜多議員。

●5番（音喜多議員） 5番、音喜多です。大変貴重な時間、恐縮に存じますが議長選挙にあたり私事、音喜多政東、議長候補に立候補する旨、議員各位にご挨拶をさせていただき、ご支援賜りますよう心からお願い申し上げる次第でございます。

立候補する思いは、前任期中、全議員で協議し取り組んできました議会改革の実行と定着であります。長い期間をかけて話し合い実現できるものは既に実施されておりますが、主なるものは今任期から実行することになっております。実施することによって新たな課題が出てくるかもしれませんし、改めて協議する課題もございませぬかと思っております。この議会に在席させていただいて、当町の議会は、他の市町村に比べて改めるべきことは改めておりますし、町民、有権者の目線に近づけるよう努力をしてきましたし、劣ることなくこ

れからも続けていかなければなりません。

このたび、新たにこの議会に在籍された方々にも、前期の取り組みについて知る由もございませんが、議会自らの議会改革の取り組みはご理解いただける、あるいはご協力いただけるものと存じます。

多くは申し上げますが、今も、これからも町民も、町も、議会も地域主権の理想を求めて追求されていくものと思いますが、議会もそれにふさわしい実現に向けて追求していかなければならないものと思います。そのためには、まず、みんなで決めた、先に決めた議会改革を実行し、定着し、町民に信頼される議会に努力してまいりたいと存じます。

どうかご支援賜りますようお願い申し上げます、立候補のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

●臨時議長（中川議員） 4番、室崎議員、所信を述べてください。

●4番（室崎議員） 議長選への立候補にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。このたびの大震災はその被害の甚大さ規模の大きさからいって正に未曾有の出来事でした。

この大震災により我が国は大きく変わっていかざるを得ない、あらゆるシステムが変わっていかざるを得ないという声も聞こえてまいります。しかし、具体的に何がどのように変わるかはまだわかりません。ましてやわが町厚岸町がどのような影響を受け、どのような課題に直面するか、現在、まだわからないというのが本当のところでございます。

ただ、これから大きな課題や困難が待ち受けているであろうという事は、容易に想像ができます。このような先の見えない困難な時代にあって、町民皆が心豊かに暮らす厚岸町を築いていくために、町民の代表である議会の果たすべき役割は大変重要であり、また、町民の寄せる期待は大変大きなものがございます。

私は、議員お一人お一人の町づくりに寄せる熱い思いを結集し、闊達な議論を通して議会の役割を十分果たし、同じく町民の代表である町長と共に、明るく豊かな厚岸町を築き上げていきたいと、その思いから立候補をさせていただきました。

議員諸兄のお力添えを賜りたく、心よりお願い申し上げます。十分意を尽くし得ませんが、一言ご挨拶にかえさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

●臨時議長（中川議員） 今、2名の議員から所信を述べていただきました。なお、議員全員が議長候補者であり、立候補の意思表示をしなかった方でも最高得票を得れば当選人となる事を申し添えます。

●臨時議長（中川議員） 事前に皆様にご了承願いたいのですが、議長選挙の立会人については、議長が指名することになっております。その際、2番中屋議員、10番石澤議員を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）



●臨時議長（中川議員） 異議なしと認めます。お二人方、よろしく願いたします。  
以上をもちまして、協議会を終了いたします。

（閉会時刻 午前10時23分）

[再開時刻 午前10時24分]

●臨時議長（中川議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

●臨時議長（中川議員） 日程第3、選挙第1号、議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めていただきます。

（議場封鎖）

●臨時議長（中川議員） ただ今の出席議員数は、13人です。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、2番中屋議員、10番石澤議員を指名します。

●臨時議長（中川議員） 投票用紙を配ります。

（投票用紙を配布）

●臨時議長（中川議員） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

●臨時議長（中川議員） 「配布漏れなし」と認めます。投票箱を点検いたします。

（投票箱を点検）

●臨時議長（中川議員） ただ今投票箱を点検いたしました。異常ありませんね。異常なしと認めます。ただ今から投票を行います。念のために申し上げますが、投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて議長席に向かって右から順次、投票を行います。事務局長に点呼を命じます。

●議会事務局長（佐田局長） 2番中屋議員、3番谷口議員、4番室崎議員、5番音喜多議員、6番佐藤議員、7番南谷議員、8番佐々木議員、9番金橋議員、10番石澤議員、11番竹田議員、12番大野議員、13番堀議員、臨時議長中川議員。

●臨時議長（中川議員） 投票漏れはありませんか。ありませんね。

(「はい。」の声あり)

●臨時議長(中川議員) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

●臨時議長(中川議員) 開票を行います。2番中屋議員、10番石澤議員、立会をお願いいたします。

(開票)

●臨時議長(中川議員) 選挙の結果を報告します。

投票総数13票。これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。その内、有効投票13票、無効投票はありません。

有効投票の内、音喜多議員7票、室崎議員6票です。以上のとおりこの選挙の法定得票数は4票ですので、したがって音喜多議員が議長に当選されました。

●臨時議長(中川議員) 議場の出入り口を開きます。

●臨時議長(中川議員) ただ今、議長に当選されました音喜多議員が議場にいらっしやいます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

●臨時議長(中川議員) 当選の議員から発言がありましたらどうぞ。

●5番(音喜多議員) 私、音喜多政東、このたびの議長選挙にあたりまして、立候補させていただき、みなさんの信任をいただきまして議長に就任することにいたしました。

もとより私は喋るのを得意としないというか、黙って実効する方が自分の性に合っているというか、こういう厳しい状況にあっては、なおかつ、そういう思いが日々しているわけですが、この任を与えていただいた厚岸町民1万1千人の先頭に立って頑張りたいというふうに思います。

今後ともよろしくご指導賜りますようお願い申しあげまして、就任のご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

●臨時議長(中川議員) ありがとうございました。これで、臨時議長の職務は全部終了いたしました。みなさん、ご協力ありがとうございました。音喜多議長、議長席にお着きください。

(議長着席)

●議長(音喜多議長) 日程第4、会期の決定を議題にいたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「なし。」の声あり)

●議長（音喜多議長） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。本会議を休憩いたします。

[休憩 午前10時37分]

【休憩中】

●議長（音喜多議長） 本議場で議員協議会を開催したいと思います。前の演壇に移動します。

『第5回議員協議会』

(開会時刻：午前10時37分)

●議長（音喜多議長） それでは、ただ今から議員協議会を開会いたします。議場を使用するの開催といたします。

●議長（音喜多議長） 議題は副議長の選挙についてです。議会における選挙は、公職選挙法の立候補制度を準用していませんが、過日協議の通り、副議長に立候補される方は、挙手をしてください。

●議長（音喜多議長） 6番佐藤議員、1番中川議員。他ございませんか。確認します。6番佐藤議員、1番中川議員。他ございませんね。

なお、議長を除く議員全員が副議長候補者であり、立候補の意思表示をしなかった方も最高得票を得れば当選人となる事を申し添えます。

●議長（音喜多議長） 副議長選挙の立会人については、議長が指名することになっています。この際、8番佐々木議員、12番大野議員を指名したいと思います。いかがですか。事前にご了承願います。

●議長（音喜多議長） それでは以上で議員協議会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前10時39分)

[再開 午前10時40分]

●議長（音喜多議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

●議長（音喜多議長） 日程第5、選挙第2号、副議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

（議場封鎖）

●議長（音喜多議長） ただ今の出席議員数は13人です。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番佐々木議員、12番大野議員を指名します。

●議長（音喜多議長） 投票用紙を配ります。

（投票用紙を配布）

●議長（音喜多議長） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

●議長（音喜多議長） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

（投票箱を点検）

●議長（音喜多議長） 異常なしと認めます。ただ今から投票を行います。念のために申し上げますが、投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて議長席に向かって右から順次、投票を行います。事務局長に点呼を命じます。

●議会事務局長（佐田局長） 1番中川議員、2番中屋議員、3番谷口議員、4番室崎議員、6番佐藤議員、7番南谷議員、8番佐々木議員、9番金橋議員、10番石澤議員、11番竹田議員、12番大野議員、13番堀議員、音喜多議長。

●議長（音喜多議長） 投票漏れはありませんか。

●議長（音喜多議長） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

●議長（音喜多議長） 開票を行います。8番佐々木議員、12番大野議員の立会をお願いいたします。

（開票）

●議長（音喜多議長） 選挙の結果を報告します。

投票総数13票。これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。その内、有効投票13票、無効投票ゼロです。

有効投票の内、佐藤議員8票。中川議員3票、竹田議員2票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。したがって佐藤議員が議長に当選されました。

●議長（音喜多議長） 議場の出入り口を開きます。

●議長（音喜多議長） ただ今、副議長に当選されました佐藤議員が議場にいらっしゃいます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

●議長（音喜多議長） 発言ございますか。佐藤議員。副議長に当選された佐藤議員から発言を求められておりますので、これを許します。

●6番（佐藤議員） 多くのみなさんのご支援をいただきまして、副議長に当選をさせていただきました。議長並びに同僚議員の皆様のご指導をいただきながら、町民の負託に答える議会づくりに努めてまいりたいと思いますので、どうか、今後ともよろしくご指導賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

●議長（音喜多議長） 暫時休憩します。

[休憩時刻 午前10時50分]

【休憩中】

●議長（音喜多議長） ここで、ご説明申し上げます。次に日程第6、議席の指定を行いますが、議案の末尾の参考にありますように、議席の指定は、厚岸町議会会議運用内規7により、議長がくじで定めることになっております。この場合、議長の議席は13番、副議長の議席は1番であります。したがって2番から12番までをこれよりくじで定めます。職員が年長議員から順に廻ります。

[再開時刻 午前10時53分]

●議長（音喜多議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

●議長（音喜多議長） 日程第6、議席の指定を行います。議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名します。各議員の氏名と、その議席番号を局長に朗読させます。

●議会事務局長（佐田局長） 1番音佐藤議員、2番大野議員、3番石澤議員、4番佐々木議員、5番中川議員、6番堀議員、7番金橋議員、8番竹田議員、9番南谷議員、10番谷口議員、11番中屋議員、12番室崎議員、13番音喜多議員です。

●議長（音喜多議長） ただ今朗読したとおり、議席を指定します。議席が決まりましたので、それぞれ指定の議席にお着き願います。

●議長（音喜多議長） 暫時休憩します。

[休憩時刻 午前10時55分]

【休憩中】

●議長（音喜多議長） 休憩中ではありますが、次の日程第7、常任委員の選任について調整が必要でありますので、あらかじめ所属の調整を行います。お手元に各議員の希望の一覧表を配布しております。一覧では、総務産業常任委員会への希望が9人、厚生文教常任委員会への希望が4人です。このため、総務産業常任委員会希望者が2名超過しておりますので、調整が必要でございます。総務産業常任委員会希望の議員は、委員会室丸テーブルにて調整をしていただきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

（「はい。」）の声あり

●議長（音喜多議長） よろしくお願ひします。調整が整い次第、再開したいと思います。それでは委員会室の方へお願いいたします。

[再開時刻 午前11時10分]

●議長（音喜多議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

●議長（音喜多議長） 日程第7、選任第1号、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により総務産業常任委員会委員に、中川議員、中屋議員、南谷議員、佐藤議員、竹田議員、大野議員、堀議員以上7

人。

厚生文教常任委員会委員に、谷口議員、室崎議員、音喜多議員、佐々木議員、金橋議員、石澤議員以上6人。以上のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

●議長（音喜多議長） ご異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました議員を、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

●議長（音喜多議長） 暫時休憩をします。

[休憩時刻 午前11時12分]

【休憩中】

●議長（音喜多議長） 休憩中に、各常任委員会ごとに委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

●議長（音喜多議長） 会議室の割り振りをいたします。総務産業常任委員会は、委員会室の丸テーブルを、厚生文教常任委員会は、委員会室の角テーブルをそれぞれ使用してください。それでは、委員会室へお願いいたします。

[再開時刻 午前11時10分]

●議長（音喜多議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。諸般の報告を行います。休憩中に各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

総務産業常任委員会委員長に、中川委員、副委員長に大野委員。

厚生文教常任委員会委員長に、谷口委員、副委員長に室崎委員。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。以上で、諸般の報告を終わります。

●議長（音喜多議長） 日程第8、選任第2号、議会運営委員会委員の選任を行います。議会運営委員会委員は、厚岸町議会委員会条例第4条の2第2項の規定により、議長を除く議員全員で構成する事となっています。よって、厚岸町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議会運営委員会委員に、議長を除く議員全員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし。」) の声あり)

●議長（音喜多議長） ご異議なしと認めます。議長を除く議員全員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

●議長（音喜多議長） 暫時休憩をします。

[休憩時刻 午前11時34分]

【休憩中】

●議長（音喜多議長） 休憩中に、議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。委員会室角テーブルを使用していただきたいと思います。

[再開時刻 午前11時48分]

●議長（音喜多議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。諸般の報告をいたします。休憩中に議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に、南谷健委員、副委員長に堀守委員。以上のとおり、互選された旨の報告がありました。以上で、諸般報告を終わります。

●議長（音喜多議長） 昼食のため休憩いたします。再開は13時以降、議員協議会が終わり次第、庁舎内放送にてご案内いたします。

[休憩時刻 午前11時50分]

【休憩中】

●議長（音喜多議長） 議員のみなさんに連絡いたします。昼食は13時まで予定していますが、その後、議員協議会を開きまして東部消防組合議会議員、公立大学事務組合議会議員、監査委員、農業委員等の調整を行いたいと思います。その後、本会議を開催したいと思います。以上であります。

それから写真撮影、議員のみなさんに再度周知いたします。写真撮影が、12時45分庁舎



前で予定されているそうですので、12時45分頃には庁舎前へ移動をお願いします。その後、さらに広報で使用する顔写真を委員会室で待っているそうなので、順次お願いいたします。

[再開時刻 午後2時07分]

●議長（音喜多議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

●議長（音喜多議長） 日程第9、選挙第3号、釧路東部消防組合議会議員の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし。」）の声あり）

●議長（音喜多議長） ご異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし。」）の声あり）

●議長（音喜多議長） ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

釧路東部消防組合議会議員に、室崎議員、谷口議員、南谷議員、佐々木議員。以上4名を指名いたします。

●議長（音喜多議長） お諮りいたします。ただ今議長において指名しました、室崎議員、谷口議員、南谷議員、佐々木議員。以上4名を釧路東部消防組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「なし。」）の声あり）

●議長（音喜多議長） ご異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました室崎議員、谷口議員、南谷議員、佐々木議員。以上4名が釧路東部消防組合議会議員に当選されました。ただ今、釧路東部消防組合議会議員に当選されました4名の議員が議場にいらっしゃいますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

●議長（音喜多議長） 日程第10、選挙第4号、釧路公立大学事務組合議会議員の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし。」) の声あり)

●議長（音喜多議長） ご異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「なし。」) の声あり)

●議長（音喜多議長） ご異議なしと認めます。したがって議長において指名することに決定いたしました。釧路公立大学事務組合議会議員に佐々木議員を指名します。

●議長（音喜多議長） お諮りいたします。ただ今議長において指名しました、佐々木議員を釧路公立大学事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「なし。」) の声あり)

●議長（音喜多議長） ご異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました、佐々木議員が釧路公立大学事務組合議会議員に当選されました。ただ今、釧路公立大学事務組合議会議員に当選されました佐々木議員が議場にいらっしゃいますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

●議長（音喜多議長） 日程第11、教育長から、行政報告を求められておりますので、これを許したいと思えます。教育長。

●教育長（富澤教育長） 私から、『平成21年6月17日午後、下校途中に太田小学校2年の男子児童が遭遇した交通事故に伴う、「損害賠償請求事件」』について報告させていただきます。

この事件につきましては、平成22年8月の第2回臨時町議会において、行政報告をさせていただきます。

事故を起こした当事者である、町内に在住の男性とスクールバス運転業務受託業者である「桜ハイヤー株式会社」の2者を被告として、被害者の保護者から損害賠償等を求める訴状が提出され、町としては、「スクールバス運行『業務委託契約』」に基づき、利害関係を有する者として対応を図る必要があるとの判断から、『訴えを受けた受託業者を補助するため』、民事訴訟法第42条の規定に基づく「補助参加」を行ってまいりました。

平成22年8月6日開催の第1回口頭弁論以来、これまで7回の審理が行われてきましたが、平成23年3月24日第7回口頭弁論において、裁判長からの「和解案」をもって調停が成立し和解いたしました。

この調停では、被告の男性の過失割合や損害賠償債務についての合意がなされたことにより、桜ハイヤー株式会社に対する、本件訴えも取り下げられたところであります。

したがって、本町が補助参加していた本件訴訟事件については、本調停成立を持つ

て終了いたしました事を報告いたします。

なお、本件訴訟に伴う弁護士費用等につきましては、6月定例会において予算補正を予定しているほか、その財源については、町が加入している「総合賠償責任保険」の補償をもって充てることを申し添え報告とさせていただきます。

●議長（音喜多議長） これより、行政報告に対する質疑を行います。なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義をたず程度にとどめていただきます。9番。

●9番（南谷議員） ただ今、教育長の行政報告を伺ったんですけれども、この調停では報告の男性の過失割合、損害賠償・・・債務というんですか。この内容についてもう少し守秘義務があると思うんですけれども、さっぱりわからないんですよね。この内容が。どういような内容で調停が出されたのかなど。この2点について、お伺いをさせていただきます。

●議長（音喜多議長） 教育委員会管理課長。

●管理課長（米内山課長） ご質問にお答えさせていただきます。まず、調停の内容条項でございますけれども、ご質問者おっしゃるように個人の部分もございまして、支障のある部分については割愛させていただきますけれども。まず、この主な和解の内容につきましては、あくまで事故当事者であります町内在住の男性と、それから被害者との中での調停であります。その内容につきましては、事故過失割合、これが被告側が9割、原告側が1割ということを確認したという内容でございます。金額については割愛させていただきますけれども。この内容によりまして当然、原告は桜ハイヤーに対する本件の訴えを取り下げるということに同意したという内容。それから、今後、原告はその他の請求を放棄するという内容。それから、訴訟費用及び調停費用については各自の負担にするという内容が主なものでございます。

●議長（音喜多議長） 9番。

●9番（南谷議員） 行政報告ですから、あまり質問はしたくないんですよね。もう少し誠意をもった行政報告をしていただきたいと思いますと思いますが、議長、よろしくお願いします。

●議長（音喜多議長） 内容的に、もっと詳しくという意味ですか。

●9番（南谷議員） これは時系列で言っているだけだよ。

●議長（音喜多議長） 内容の疑義を質す程度ですけれども。

●9番（南谷議員） もう少しさ、誠意をもって行政報告をしてもらわないとこまる。

●議長（音喜多議長） 教育長。

●教育長（富澤教育長） ただ今、課長から答弁させていただきましたけれども。本件につきましては、あくまでも町は補助参加をしているという内容でございます。この和解内容については、被告であります町内在住の男性と被害者の保護者において和解が成立した内容でございますので、補助参加している私どもの方で公表すべきものではないと考えますので、この点については是非、ご理解をいただきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議長） いいですか。他、ございませんか。なければ以上で行政報告を終わります。

●議長（音喜多議長） 日程第12、議案第41号、監査委員の選任に対する同意を求めることについてを議題といたします。

中屋議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退席を求めます。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

●議長（音喜多議長） 町長。

●町長（若狭町長） ただ今上程いただきました、議案第41号、監査委員の選任に対する同意を求めることについての、その提案理由をご説明申し上げます。本町の監査委員の内、議員の内から選任いたします監査委員につきましては、議員の任期によるものとされており、先の議員任期は本年4月30日をもって満了となっております。このことから地方自治法第196条の規定によりまして、議員の内から選任する監査委員について、中屋敦氏を選任しようとするものであり、議会の同意を求めたく提案するものであります。

住 所 厚岸郡厚岸町松葉3丁目13番地

氏 名 中屋敦

生年月日 昭和17年3月18日

性 別 男

であります。以上、簡単な説明ですがよろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議長） これより質疑を行います。なければ以上で質疑を終わります。お諮りいたします。本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「なし。」の声あり）

●議長（音喜多議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

●議長（音喜多議長） 日程第13、報告第1号、専決処分事項の報告についてを議題とします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長。

●町民課長（稲垣課長） ただ今上程いただきました報告第1号、専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成23年3月30日付政令第44号で公布され、平成23年4月1日から施行されることとされたところです。この改正により、厚岸町国民健康保険税条例においても速やかに改正を行い、国民健康保険税の賦課期日であります4月1日から施行する必要が生じたところでございます。緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分を持って厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の地方税法施行令の一部改正に伴う厚岸町国民健康保険税条例の専決処分における改正内容は、中低所得者層の負担を緩和し、保険者間の負担の均衡を図るため、国の基準改正と同様に国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額及び後期高齢者支援金等課税額、介護納金課税額に係る課税限度額を引き上げる内容でございます。改正内容につきましては、お手元に配布しております報告第1号説明資料厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表によって説明させていただきます。

まず、第2条第2項では、基礎課税額の限度規程ですが、その限度額を現行50万円から51万円に1万円引き上げ、第3項では後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を現行13万円から14万円に1万円引き上げ、第4項では介護納付金課税額の課税限度額を現行10万円から12万円に2万円引き上げる内容でございます。

裏面をご覧ください。次に第21条については、国民健康保険税の減額についての規定ですが、まず、各号列記以外については減額後の保険税の課税限度額を第2条の改正と同様に基礎課税額の課税限度額、現行50万円を51万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税減度額、現行13万円を14万円に、介護納付金課税額の課税限度額、現行10万円を12万円にそれぞれ引き上げる内容でございます。

議案書2ページにお戻りください。附則ではありますが、第1項は、施行期日であります。改正後の条例の規定は、平成23年4月1日から施行するものであります。

次に、第2項は適用区分であります。改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例による規定であります。なお、参考としまして、今回の課税限度額の引き上げによる影響の推計でございますが、平成22年度課税のデータを使用した推計では、基礎課税額に係る課税限度額を1万円引き上げることにより、影響を受ける世帯は、現在の限度額超過世帯である156世帯、影響額としては約150万円の増、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を1万円引き上げることにより影響を受ける世帯は、現在の限度額超過世帯であります273世帯、影響額として約260万円の増、介護納付金課税額

に係る課税限度額を2万円引き上げることにより影響を受ける世帯は、現在の限度額超過世帯であります123世帯、影響額として約200万円の増が見込まれているところであり、全体といたしましては、273世帯、約610万円の増が見込まれております。

以上、簡単な説明ではございますが、専決処分事項の説明とさせていただきます。ご審議のうえご承認賜われますようよろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議長） これより質疑を行います。10番。

●10番（谷口議員） 課税限度額引き上げが行われるということになっているわけですが、今、273世帯で610万円の影響が出てくるという課長の説明でありましたけれども。

この、今回、1万円、1万円、2万円の限度額の引き上げですよね。それで、この3つとも上がって、4万円ですよね。全部に影響のある世帯は、273世帯なのか、また、違う数字なのか、その辺、影響額を含めて説明していただきたいんですが。

●議長（音喜多議長） 町民課長。

●町民課長（稲垣課長） 先ほども、お話しましたけれども、273の世帯については後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を超えている世帯でありまして、それぞれ、医療費分につきましては超過世帯については、156世帯。それから支援金分につきましては、273世帯。

介護分につきましては、123世帯と、それぞれ超過世帯についてはそのようになっております。

●議長（音喜多議長） ちょっと待って。質問の趣旨が違っている。

●議長（音喜多議長） 休憩します。

[休憩時刻 午後2時30分]

[再開時刻 午後2時35分]

●議長（音喜多議長） 再開します。町民課長。

●町民課長（稲垣課長） 貴重な時間をいただきまして、大変申し訳ございません。先ほどの質問でございますけれども、この最後に言いました介護分についての世帯は123世帯全部であるわけでございますけれども、介護分につきましては、年齢の対象が40歳から64歳の方々になります。

この超過世帯、123世帯が概ねの平成22年度の課税データからの推計でございますけれども、医療分にも入り、それから支援分にも入ってくる、そういうった形になっております。

●議長（音喜多議長） 10番。

●10番（谷口議員） それで結果的に3つのやつが全部、合算されると73万が77万になるということになりますよね、限度額。そうすると、それで先ほど課長が説明されていた中に滞納世帯のことを言われておりましたけれども、その滞納世帯が結果的に合計で4万増えますよね。減額額がね。1万、1万、2万で4万ね。そうすることによって、結果的にこの、4万引き上げられた世帯が、このさっき言われた123世帯というのは、この・・・。

さっき滞納世帯が123世帯というような説明していたように聞こえたんですけども。よく見たら介護の方が123世帯ですよ。そしたらさっきの説明は違っていたということですか。そうであれば、1回目の質問は何だった、いや、答弁は何だったのかなど。関係なかったですか。1回目でそう答えていますよ。滞納分が123世帯というふうに言われていましたけれども。そのあたりはどういうふうに理解するのか、1回目の答弁と2回目の答弁がきちっと合った答弁なのかどうなのか。その辺、ちょっと。私、3回しか質問ができませんから困るんですよ。1回目、もし、違う答弁をされていたんだとすると、1回目の質問に対して私はどうすればいいんだろうということになるんですが。

●議長（音喜多議長） 町民課長。

●町民課長（稲垣課長） 説明が、大変不足していたみたいで申し訳ございません。1回目の提案理由の説明の中で、基礎課税額に係る課税限度額を1万円引き上げることにより影響を受ける世帯は、現在の課税限度額超過世帯であります156世帯。

この影響額については約150万円の増。それから後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を1万円引き上げることにより、影響が出てきます限度額超過世帯は273世帯、影響額として約260万円の増。それから介護納付金課税額に係る課税限度額を2万円引き上げることにより影響を受ける限度額超過世帯は、123世帯、影響額として約200万円の増が見込まれ、全体として273世帯の約610万円の増が見込まれておりますという提案理由の説明をしたつもりです。

●議長（音喜多議長） 10番。

●10番（谷口議員） いいです。先ほどの滞納のことを話されていたように私は聞いたんですけども。そのことを、今の答弁ではないんですけども。結果的に影響額は150万円、260万円、200万円の合計で610万円ですか、影響があるんですけども。

限度額が引き上げられますと、今までの限度額はここだったけれども、今度はここまですになりますよということですよ。そうすることによるこの影響により、今、厚岸町の滞納も、大変な状況にありますよね。国民健康保険税の。そういう中で結果的に限度額が引き上げられたことによる滞納者の、厚岸町でさらに滞納が増えていくことに、今回の改正が結びついていかないのかどうなのか。逆にこれをやることで減ることになるのか、さらに増えていく懸念があるのか。その辺では私たちはどういうふうに理解をすればいいんでしょうか。

今回、特に全国的にもそうですけれども、この国民健康保険を、どうかしようという空気が全国的に広がっているんですよね。それで、この近隣の市町村でも、国民健康保険料を、あるいは保険税を若干引き下げたりしてきているところも出てきているんですよ。そのあたりは、厚岸町は、今後の課題ですからそれはいいんですけれども、議論は後にしたいので。今回は、これを引き上げることによってそういう滞納者あるいは負担を増す人がさらに増えてくるということで、重税感を味わうことになるのかならないのか、そのあたりについて説明をしていただきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議長） 町民課長。

●町民課長（稲垣課長） お答えしたいと思います。今回の国民健康保険税条例の改正につきましては、低所得者、中所得者の方々に关しましては、さほど影響のない改正でありまして、限度額を上げる関係上どちらかといいましたら、所得の高い世帯に課税される仕組みになっておりますけれども。滞納の話在先ほどされたわけですが、所得、収入が高い方についてはさほど滞納する方がいないような話も聞いておりますので、滞納が簡単に増えるという形にはなっていないと考えております。

●10番（谷口議員） いいです。

●議長（音喜多議長） いいですか。他、ございませんか。9番。

●9番（南谷議員） ただ今の答弁を聞いておきまして、私は議員として町内のみなさんのご意見をよく聞くんですけれども。

今回のその、値上げなんですけれども。高い人からと、むしろ一生懸命働いて若干収入が伸びたのが、全部国保税に吸収されるような、毎年このような値上げという話をよく聞きます、実際のところ。せつかく汗を流している人間が、所得で500万くらいですか、大体、厚岸町の大金持ちというのはそれほど桁違いの多くの方は、僕は少ないと思うんですよ。多くの方がこのクラス。毎年、上がって行くような状況になっていくのかなと。そうすると一生懸命働いた分が吸収される。毎年、値上がりされる。こんな思いでいるという声をよく聞きますが、町の方としてはこの辺どのように捉えているのでしょうか。

●議長（音喜多議長） 町民課長。

●町民課長（稲垣課長） お答えしたいと思います。今回の限度額改正に伴いまして、まず、医療分については所得で555万円以上の方が対象になります。それと後期高齢分につきましては、所得で426万以上の方が課税対象となります。それと最後の介護の関係ですが、所得で690万以上の方が今回の課税の対象になるわけでございますけれども、先ほども私が言いましたように、今回の改正につきましては、中・低所得者の方々の課税についてはどちらかという、緩和されるようなシステムとなり所得の高い、要は、その、限度額を超えている世帯に关しまして、税金が高くなるというスタイルになっております。



毎年のように上がっている感じもしますけれども、本来でありましたら厚岸町も国保会計には一般会計の方から毎年、繰入という形でもってやっているわけでございますけれども、本来であれば、所得の低い方までを課税の対象にすれば本当であればいいんでしょうけれども、ただ、そういうことにもなりませんので、今回については限度額を超えている世帯の方々に課税するような形を取らせていただきました。ご理解いただきたいと思えます。

●議長（音喜多議長） 9番。

●9番（南谷議員） 取れない人からは取れないですよ。でも、毎年、若干ずつでも上がって行くと。せつかく少し収入が伸びても、限度額にという方が町内にも多くいらっしゃると思っております。これ以上の負担の増というものは、勘弁してほしいという声もあります。この辺についてどのように捉えているのかなど。さっきから低所得者の方はいいですよ、いいですよ。でも一生懸命働いている人は、何も実入りにならないのかなど。こういう矛盾を感じるんですが、毎年上げられるんではたまったものではない。そういう声も聞かれます。この辺についてお考えを伺います。

●議長（音喜多議長） 町民課長。

●町民課長（稲垣課長） 今現在厚岸町の国保の状況は、税が不足している状況にあり、税の確保は必要であると考えております。

税目確保ができなければ、国保の被保険者以外の方の税金を投入することになり、負担の公平性を欠く恐れがありますので、その辺、なにとぞご理解いただきたいと思えます。

●9番（南谷議員） いいです。

●議長（音喜多議長） いいですか。他、ございませんか。なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし。」の声あり）

●議長（音喜多議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

●議長（音喜多議長） 日程第14、報告第2号、専決処分事項の報告についてを議題とします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長。

●町民課長（稲垣課長） ただ今上程いただきました報告第2号、専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

国民健康保険法では出産育児一時金の支給は、保険者が条例で定めることと規定されており、厚岸町国民健康保険条例における出産育児一時金につきましても健康委保健法に準じて第6条第1項で、出産育児一時金の支給額を35万円と規定しているところであり、附則第4項の規定において平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間、暫定的に出産育児一時金の支給額を35万円から39万円に引き上げてきました。

今回の改正は、出産に要する費用の実態を踏まえ少子化対策の充実を図るため暫定的に引き上げてきました出産育児一時金の支給額を恒久的に引き上げようとするもので、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、平成23年3月30日付政令第55号として公布され、同年4月1日から施行されることとされたところです。

このため、厚岸町国民健康保険条例におきましても、4月1日以降の被保険者の出産にかかる出産育児一時金について、今回の健康保険法施行令等の一部改正と同様の内容支給を行うため緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分をもって厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求めるものであります。

改正内容につきましては、お手元に配布しております報告第2号説明資料厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明させていただきます。第6条第1項中に規定している被保険者が出産した時にその被保険者の属する世帯の世帯主に対して支給している出産育児一時金の金額、支給額35万円とあるのを39万円とするもので、同条同項のただし書きにあります、産科医療保障制度に加入している医療機関等において出産した場合の保険負担分としての3万円を加えますと、合計で42万円を支給しようとするものです。

附則第4項につきましては、平成21年10月から平成22年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置として、第6条第1項中、35万円とあるのを39万円としていた規定であります。今回の出産育児一時金の支給額の恒久化に伴い、削除するものであります。

議案書4ページにお戻りください。附則であります。第1項は、改正後の規定を平成23年4月1日から施行するものであります。第2項は、施行日前に出産した被保険者に係る第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお、従前の例によるものであります。以上、簡単な説明ではございますが専決処分事項の説明とさせていただきます。ご審議のうえご承認賜われますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議長） これより質疑を行います。10番。

●10番（谷口議員） 説明資料で、ちょっとお聞きしたいんですが。この6条のところで、「ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、」となっているんですけれども。国民健康保険というか、法は、何年につくられたかちよっ

と忘れましたが、戦時中という言葉が正しいのかどうかも、相当経っていますからわからないんですけれども。その当時に国民健康保険というのができたような気がするんですけれども、何でこの、大正15年の勅令第243号というのが括弧書きで入らなければならない理由みたいのというのはあるんですか。

●議長（音喜多議長） 休憩します。

[休憩時刻 午後2時57分]

[再開時刻 午後3時30分]

●議長（音喜多議長） 再開します。町民課長。

●町民課長（稲垣課長） 大変貴重なお時間をいただきまして、大変申し訳ございません。

先ほどのご質問の関係ですけれども、国民健康保険法では、出産育児一時金の支給は保険者が条例で定めることとされているため、厚岸町国民健康保険条例においては、健康保険法施行令に準じてその額を定めております。

健康保険法は、大正11年4月22日法律第70号として公布されているものであり、これに基づく健康保険法施行令は、大正15年勅令第243号として公布されていることから、このような表記となっております。

また、この健康保険法施行令第36条の規定につきましては、出産育児一時金の額と産科医療保障制度に加入した場合、出産育児一時金に産科医療保障制度に係る保険料として、3万円を超えない範囲で保険者が定める金額を加算した額とする規定となっておりますことをご理解いただきたいと思います。

●10番（谷口議員） いいです。

●議長（音喜多議長） 10番、いいですか。他、ございませんか。なければ質疑を終わります。お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし。」の声あり）

●議長（音喜多議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

●議長（音喜多議長） 日程第15、報告第3号、専決処分事項の報告についてを議題とします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただ今上程いただきました報告第3号、専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。議案書の5ページをお開きください。

報告第3号、専決処分事項の報告について。緊急執行を要した平成22年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり、専決したので同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

6ページでございます。総専第3号専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成23年3月31日付でございます。平成22年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算4回目。平成22年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,690,404千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

7ページをお開きください。第1表でございます。歳入歳出補正であります。記載のとおり、歳入歳出とも1款1項でそれぞれ12,000千円の増額補正であります。事項別によりご説明させていただきます。

9ページをお開き願います。歳入であります。7款道支出金、2項道補助金、2目1節財政調整交付金。12,000千円の増であります。

11ページ。歳出であります。2款保健給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費。12,000千円の増。療養給付費最終支払いに要する見込み不足額の計上であります。

以上で、報告第3号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえご承認いただきますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議長） これより質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

●議長（音喜多議長） ございませんか。なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし。」の声あり）

●議長（音喜多議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

●議長（音喜多議長） 日程第16、報告第4号、専決処分事項の報告についてを議題とします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただ今上程いただきました報告第4号、専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。議案書の13ページをお開きください。

報告第4号、専決処分事項の報告について。緊急執行を要した平成22年度厚岸町老人保

健特別会計補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり、専決したので同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

14ページでございます。総総専第4号専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成23年3月31日付でございます。平成22年度厚岸町老人保健特別会計補正予算3回目。平成22年度厚岸町の老人保健特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,589千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,742千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

15ページをお開きください。第1表でございます。歳入歳出予算補正につきまして、記載のとおり、歳入では5款6項、歳出では4款4項でそれぞれ4,589千円の増額補正であります。去る3月に開催されました町議会第1回定例会でもご説明申し上げましたとおり、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、平成23年3月31日をもって本会計が廃止となるため、同日で確定した歳入歳出差引額の剰余金を一般会計繰出金として繰り出し、決算において歳入歳出差引額をゼロとする必要があります、そのための補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。

17ページをお開き願います。歳入であります。

1款1項支払基金交付金、1目医療費交付金1,556千円の減。2目審査支払手数料交付金、1千円の減。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、2目医療費負担金。1,429千円の減。

3款道支出金、1項道負担金、2目医療費負担金。357千円の減。

5款1項1目繰越金。8,370千円の増。前年度繰越金であります。

6款諸収入、1項雑入、2目返納金。1千円の増。3目雑入。440千円の減。

2項延滞金、加算金及び過料、2目加算金。1千円の増。それぞれ額確定による補正でございます。

19ページ。歳出でございます。

1款総務費、1項総務監理費、1目一般管理費。1千円の減。次ページ。

2款1項医療諸費、1目医療給付費。3,500千円の減。2目医療支給費。50千円の減。

3目審査支払手数料。1千円の減。次ページ。

3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金。財源内訳補正でございます。

2項繰出金、1目一般会計繰出金。8,241千円の増。

なお、同金額を一般会計においては、年度末であることから、予算計上しないで繰入金として歳入受入を行い、地方財政法第7条第1項の規定により、決算において剰余金処分として処理する予定でございます。次ページ。

4款1項1目予備費。100千円の減。

以上で報告第4号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえご承認いただきますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議長） これより質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

●議長（音喜多議長） なければ質疑を終ります。お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし。」の声あり）

●議長（音喜多議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

●議長（音喜多議長） 日程第17、報告第5号、決処分事項の報告についてを議題とします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただ今上程いただきました報告第5号、専決処分事項の報告について、その内容の説明を申し上げます。議案書27ページからでございますが、まず、総体的な説明でございます。

今般、東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、現行の地方税制度をそのまま適用することが被害納税者の実態等に照らして、適当でないと考えられるものについて、緊急の対応として、地方税法上の措置が講じられ、地方税法の一部を改正する法律及び東日本大震災の被害者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律。いわゆる震災特例法が平成23年4月27日に公布され、同日から施行されました。

同法の改正に伴い平成23年度町税課税事務の執行上、町税条例を速やかに改正し、施行することが必要となったところであり緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、4月27日付をもって専決処分を行い、町税条例の一部を改正する条例を制定いたしましたので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案書28ページでございます。

総総専第5号専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。町税条例の一部を改正する条例であります。

改正内容の説明につきましては、別紙お手元に配布の報告第5号説明資料、町税条例の一部を改正する条例新旧対照表及び町税条例の一部を改正する条例の概要により行います。

まず、新旧対照表をご覧ください。今回の改正は東日本大震災に限られる適用でありますので、本則改正ではなく、附則に条項を追加する改正であります。条項の順にご説明申し上げます。

附則第22条第1項は、東日本大震災に係る雑損控除額及び被害事業用資産の損失を特例損失金額として納税義務者の選択により平成22年に生じたものとして適用することができ、この場合、平成24年度以後の町民税の算定では23年には生じなかったものとみなす規定でございます。

同条第2項は、前項の適用が平成24年以後の各年で生じたものとして扱う場合の読み替え規定でございます。

同条第3項は、平成22年に生じたものとされた特例損失金額の内に親族が有する資産がある時は、その親族の平成24年度以後の町民税の算定では平成23年度に生じたものとみなす規定でございます。

同条第4項は、前項の適用が平成24年以後の各年で生じたものとして扱う場合の読み替え規定でございます。次ページをお開きください。

同条第5項は、特例損失金額の適用を受けようとする場合の申告の規定でございます。

次に資料の3ページ。町税条例の一部を改正する条例の概要をお開きください。今回の改正を簡便に表記したものとして作成したものでございます。

個人町民税の雑損控除につきましては、現行では通常の風水害・地震などによる住宅や家財等の生活に必要な財産に係る損失は、被災年の翌年度からの控除適用で、地方税法上の規定により、繰り越し可能期間は3年であります。今般の大震災への対応として条例附則への追加規定は、平成23年度町民税での控除を本人の選択により可能とし、地方税法上の改正規定により繰り越し可能期間を5年とし、2年延長となるものでございます。

また、個人町民税の被災事業用資産の損失につきましても、雑損控除と同様の計算適用となるものでございます。なお、本改正による平成23年度の町民税課税の適用は税務署への平成22年所得の更正請求の手続きをすることにより、受理された所得税の修正データが国から町に送られた後に税額の更生処理により対応することとなり、この請求期限は震災特例法により条例施行日から1年後の平成24年4月26日となるものでございます。

附則施行期日ではありますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。公布は、地方税法と同じ4月27日に行い、同日施行したものでございます。

今回の改正内容につきましては、町広報紙6月号に掲載し、また、6月上旬に送付予定の納税通知書にもチラシを同封するなどして、町民のみなさんへの周知を図ってまいります。

以上で、報告第5号の提案説明とさせていただきます。ご審議のうえご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議長） これより質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

（「9番。」の声あり）

●議長（音喜多議長） 9番。

●9番（南谷議員） 3月11日発生の東日本大震災によります津波の被害を被られました本町の皆様方の対象となる、特例損失金額を平成22年度に適用されるという処置でございますね。この関係につきまして若干お尋ねをさせていただきます。

まず、この条例、第22条全体ですね、当初予算、税収でございますが町民税関係で406、

096千円が計上されておりますが、町民税、所得税関係でどの程度どのように影響があるのかなど。自主申告でございますし、推計でしかできないと思うんですけれども、この辺についてもし、調査しているのであればお尋ねをさせていただきます。

●議長（音喜多議長） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ご質問にお答え申し上げます。今回の条例改正における23年度予算に対する影響額の試算はしているのかというご質問でございますが、現在のところしてございません。と申しますのは、ご質問者がおわかりのとおり、これは23年度課税に影響を及ぼすかどうかというのは、本人が選択するものでございます。仮にこれが全部、全てそういう適用を申請すると仮定したとしても、実は、どのくらいの影響があるかという試算が、その本人の課税状況ですね、全体が分からなければその部分は特定できないという特異な性質がございます。これはもう、個々によって千差万別という状況がありますから、もし、そういう選択がされた場合には、確実に減額にはなるでしょうけれども、その額については現時点では推計できないというふうにお答えするしかないのかなというふうに思っているところでございます。

なお、提案説明でも申し上げましたが、この適用は5年間使うことができるという規定でもございますから、その中で選択された中で控除がされるものというふうに押さえているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（音喜多議長） 9番。

●9番（南谷議員） 私はですね、確かに自主申告の問題があるんですけれども、単年度でどのくらいの推計でどうなるのかなくらいの数字は、ある程度、優秀な税財政課長さんですから、推計をされているのかなという判断をさせていただいたんですけれども。

していないということでございますから。やはり僕は、必要ではないのかなと。税を扱う者の立場として、およその推計くらいは必要ではないのかなと判断をいたします。

そこで、第22条。この冒頭で「所得割の納税義務者の選択により」とあります。今のご説明でもございました。それぞれが自主申告をしなければ、発生しないんですよ。この文言について僕も非常にひっかかったんですよ。今のご説明ですと、町報で知らせるし、それぞれにということなんですけれども。私が思うにはですね、平成23年度、通常であれば24年度に、23年の3月11日でございますけれども、発生がね。

そうしますと22年度の申告はもう終わっていますよ、税の申告が。通常年であれば、税を町民のみなさん、払っていると思うんですよ。例えば、カキ、アサリの漁業者にすれば、平年並みの収入があって申告をされて、もう既に申告済みだと。ところがこの条例の改正によって22年度に遡って申告が可能となりますね。22年度分として、既に、修正申告と言うんですか、こういうことは僕は可能になると思うんですよ。既にもう出してあるんですけれども。

そうしますと、23年度、今年度でも処理はできる、今、5年間って言いましたから。そうすると、僕の考えなんですけれども、23年、24年とカキ、アサリをやっている方は、被



害を被ると非常に所得が下がってくるだろうと。22年度はもう既に払ってあるよと。せっかくのこういう処置で22年度に申告されるか、23年度分で24年度の春に申告をするかはね、本人のそれぞれの選択、自由だと思うんですけども、より親切にしてやるためには、かなり詳しい説明が必要ではないのかなという気がするんですよ。22年度に僕は、むしろ、遡ってされた方が通常年の、それぞれの個々の判断でございますから、その辺については通常の広報なりでも周知の方法というんですか、そういう被害を被られた、非常に困っている方々のためのと思うと、やはりもっと適切な親切な改正についての対応というものは、望まれると、この辺についての考え方というのは、もっと考えていただくべきだと考えますがいかがでしょうか。

●議長（音喜多議長） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 私も、ご質問者の言うとおりでというふうには思います。

そこで、今回の措置。文書でお出しするというお話もしましたが、この適用期限。いわゆる申し出の適用期限が来年の4月26日まででございます。ということになりますと、23年度分の申告を受ける来年の2月から3月15日までですね。その間に23年度の申告をされる。

それと22年度に遡ってするかという選択を、どちらを活用した方がよろしいのかなということを見極める期間が、今回はございます。ですから直ちに手続きをしなくても、遡って適用できるわけですから、本人の不利益にはならないと。その時に町に申告に来た方には一人一人の実情を見てこちらを選択した方がよろしいですよというアドバイスをすることができるかなということは、今の段階で我々スタッフの中でも話し合っているところでございます。後は、直接税務署に赴く方もいらっしゃいます。

それから、大きな方は税理士等、公認会計士などを入れている方はそういった情報はもう既に到達しているものと思いますので、そちらについては税務署の指導、それから広報等でそういったことが知れ渡るように努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。そういった結果としてどのくらい、それが、今回のせっかくの制度改正、優遇措置でございますから活用していただけるように今回の場合は、意を配してまいりたいというふうに思っているところでございます。

●議長（音喜多議長） 9番。

●9番（南谷議員） せっかくのこういう税改正でございますから、本人の選択。きちっと理解をされて、是非、されるような措置。例えばですね、商店のみなさんであれば、商工会にも通じて知らしめるとか、漁協を通して組合員のみなさんに周知をさせるとか、その辺も僕は一考を要してはいかがかなと考えますがいかがでしょうか。

●議長（音喜多議長） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 商工会と漁業協同組合という団体の名前が出ましたが、商工会につきましては、現在、青色申告会というところの事務局を商工会がされているということで、そのあたりは情報交換を密にしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、漁業者につきましては、現在、漁協自体が申告を臨時税理士として行うことは、やめてございます。その代替え措置として町が全てをお受けしているわけですが、漁業者だけを個別に集めて毎年、個別の漁業者だけの説明会を開催しております。これは漁業者のみでなくて、他の産業のところも別にやっているわけですが、そういった機会をとらえて周知徹底を図るということも可能でありますので、進めてまいりたいと思っております。

●議長（音喜多議長） よろしいですか。他にございませんか。なければ質疑を終わります。お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし。」の声あり）

●議長（音喜多議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

●議長（音喜多議長） 日程第18。閉会中の所管事務継続調査申出書を議題といたします。次期定例会までの間、各常任委員会並びに議会運営委員会の所管事務継続調査申出書が、お手元に配付のとおり各委員長から提出されております。

お諮りいたします。本申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声）

●議長（音喜多議長） ご異議なしと認めます。よって、本件は本申出書のとおり承認することに決定いたしました。

●議長（音喜多議長） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、平成23年厚岸町議会第3回臨時会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後3時56分）

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成23年 5 月10日

厚岸町議会

臨時議長

---

議長

---

署名議員

---

署名議員

---